

エドワード六世とエリザベス治世の祈禱書

— 聖餐式と聖職服を中心に —

青柳 かおり

はじめに

ヘンリ八世 (Henry VIII, 在位 1509-47) 治世の宗教改革によって、ローマ・カトリック教会から独立した、国王を首長とするイングランド国教会が成立した。ヘンリの治世にはまだ教義や儀式のプロテスタント化の改革は行われていなかったが、次のエドワード六世 (Edward VI, 在位 1547-1553) の治世には、典礼・教義面においてさまざまな改革がなされた。その一つが祈禱書 (the Book of Common Prayer) の作成である。祈禱書とは、イングランド国教会で用いる礼拝諸式をひとまとめにした礼拝用書で、英訳聖書とならんで重要な書物である。それは英語で書かれた王国で唯一の式文であった。それまでは、中世カトリック教会のラテン語による長く複雑な祈禱書が用いられていた。

中世イングランドには、地方ごとに異なる多様な西方教会の典礼書があったが、中でもソールズベリ大聖堂で用いられていたセーラム式文 (the Sarum Use) が普及していた。しかし、種々の礼拝書に分かれており、ラテン語で書かれていたため多くの信徒には理解できず、聖職者さえも使いこなすことが困難であった。そのため、エドワード六世治世の宗教改革において、カンタベリ大主教トマス・クランマ (Thomas Cranmer, 1489-1556) を中心とした聖職者によって、祈禱書の改革が行われたのである。まず、1549年、会衆全体に理解される英文の祈禱書が一冊にまとめて編集され、イングランド国教会全体が一致して用いるように定められた。この祈禱書は、従来の時禱を早禱と晩禱の二つにまとめ、カトリック的・迷信的なものを除去して簡略化し、信者が礼拝に参加できるようにしたものであった。1552年、祈禱書はさらにプロテスタント的に変革され、1552年版をもとに1559年、1604年および1662年に改訂が行われる。17世紀半ばのピューリタン革命中は祈禱書が廃止されたこともあったが、1662年のものが修正されて、今日でもイングランド国教会の正式な祈禱書として用いられている¹。

¹ 本稿では、祈禱書のテキストは1549年と1552年はJoseph Ketley ed., *The Two Liturgies, A.D. 1549 and A.D. 1552: With Other Documents Set forth by Authority in the Reign of King Edward VI...* (Cambridge: Cambridge UP, 1844) を、1559年はJohn Booty ed., *The Book of Common Prayer 1559: The Elizabethan Prayer Book*, (Charlottesville: U of Virginia Press, 1976) を使用した。

イングランドの祈禱書について、中世から20世紀初期までの通史としてG. J. Cumming, *A History of Anglican Liturgy*, 2nd ed. (London: Macmillan, 1982); Francis Procter and Walter Howard Frere, *A New History of the Book of Common Prayer: With the Rationale of Its Offices* (London: Macmillan, 1910) がある。F. E. Brightman, *The English Rite: Being a Synopsis of the Sources and Revisions of the Book of Common Prayer*, 2 vols., 2nd ed.

祈禱書の内容は教会暦、聖書・詩篇日課表に始まり、早禱、晩禱、嘆願、臨時祈禱・感謝、使徒書・福音書、聖餐式、聖洗礼、公会問答、堅信式、聖婚式、病者訪問式、埋葬式、産後感謝式、大斎懺悔式、詩篇、聖職按手式など教会の公同の礼拝式のいっさいを含み、信徒の信仰生活の指針となっている。ただし、祈禱書は改革派教会の影響を受けていたにもかかわらず、カトリック的な要素が残されたのであった。

急進的なプロテスタントであるピューリタンは、イングランド国教会の儀式について批判していた。彼らは徹底した聖書中心主義であり、聖書に書かれていない儀式や習慣などは墮落した中世ローマ・カトリック教会によって導入された迷信として、排除することを主張していたのである²。特に、洗礼式、聖餐式、聖職服などにカトリック的、偶像崇拝的な面があるとされ、この問題をめぐって、国教徒とピューリタンとの間で対立がおきた。宗教改革以降、イングランドの人々の間では反カトリック感情が根強く残っていた。しかし、国教会の儀式や職制においてカトリック的要素は維持されたのであった。イングランド国教会はプロテスタントであったにもかかわらず、このような伝統を残した点特徴的であった。

本稿では、宗教改革期におけるイングランド国教会の祈禱書(1549年、1552年、1559年)における聖餐式と聖職服の規定を詳細に検討し、祈禱書の変化と特徴を明らかにしたい。

1. 宗教改革と祈禱書

(1) 中世イングランドの祈禱書

西ヨーロッパでは二つの異なったタイプの典礼があった。一つはローマおよび教皇の習慣から広がったローマ典礼(Roman)であり、もう一つは非ローマ典礼(non Roman)で、フランスのガリア(Gallican)、イタリアのアンブロシウス(Ambrosian)、スペインのモサラベ(Mozarabic)、ブリテン島のケルト(Celt)である。非ローマ典礼は類似性があり、ローマとは離れた西方教会の初期の式文から直接派生していると考えられる。結局、ローマ典礼がほかの儀式からも多くの特徴を採用した後、ヨーロッパで広まっていった。

7世紀より前のブリテン島においてはケルトの宣教師が布教していた。しかし、ローマからの宣教師もローマ典礼を紹介し、ローマがケルトの典礼に取って代わった³。中世の西方教会の礼拝にはすべてラテン語が使用された。その典礼文を記した祈禱書は、6～9世紀には司式または補式をする聖職者の役目に応じて別冊のものが用いられた。しかし、9世紀頃から典礼書は聖職者

(London: Rivingtons, 1921) は中世から1662年までのイングランドの典礼や祈禱書について解説している。また、英語および外国語訳で出版された祈禱書の目録にはDavid N. Griffiths ed., *The Bibliography of the Book of Common Prayer, 1549-1999* (London: British Library, 2002) がある。

² 八代崇『イギリス宗教改革史研究』創文社、1979年、212頁。

³ Procter and Frere, pp. 8, 9; J・F・ホワイト著、越川弘英訳『キリスト教の礼拝』日本キリスト教団出版局、2000年、54頁。

の役目別ではなく、式ごとに全文がまとめられるようになった。

中世において教会の儀式は複数の書物に分かれており、主要なものは以下のようである。

- 1) ミサーレ (missale) (ミサ典書) ミサ用全文を集めたもの。
- 2) ブレヴィアリウム (breviarium) (聖務日課書) 時禱用全文を集めたもの。
- 3) マヌアーレ (manuale) (手引き書) 洗礼・結婚式・病人や死者のための諸式を集めたもの。リトゥアーレ (rituale) やアゲンダ (agenda) とも呼ばれる。
- 4) ポンティフィカーレ (pontificale) (司教用定式書) 堅信、聖職按手式、人々・場所・ものを聖別し祝福するなど、司教だけが行う諸式を記したものの。
- 5) プロセシオナーレ (processionale) (行列用式文書) 礼拝行列に用いる嘆願や聖歌などを集めたもの。

これらの書物は儀式のテキストであり、最初は指示文や典礼法規はほとんど載っていなかった。そのため、コンスエトゥディナリウム (consuetudinarium) (典礼の慣例規則書。教会の慣習を成文化したもの) と、オルディナーレ (ordinale) (諸式の組み合わせ方、復活日の定め方、諸祝日の重なるの取り扱い方などを記したもの。ピーエ (pie)、ピカ (pica) ともいう) のような書物によって補強されていたのである。しかし、両方とも中世後期に、聖務日課書とミサ典書へ組み込まれていった⁴。

13世紀になると、影響力のある教会に近隣の教会が従うようになった。司教区の式文 (use) は司教座聖堂からその司教区全体へ、さらにほかの司教区へ広がった。式文の起源と広がり歴史はとてもあいまいであるが、イングランドには13世紀から宗教改革まで、三つの主要な式文、ソールズベリ (セーラム)、ヨーク、ヘレフォード式文があった。それらのうち、セーラム式文がもっとも有名で広まっていき、後の祈禱書のもとになる⁵。

1078年、ノルマン貴族の聖オズモンド (St. Osmund, d. 1099) がソールズベリ司教に就任して、ローマの儀式に従って、ソールズベリのミサーレ、ブレヴィアリウム、その他の儀式のマヌアーレの枠組みを作成した。13世紀、ソールズベリの首席司祭、そして司教を務めたりチャード・プア (Richard Poore, d. 1237) が聖オズモンドのコンスエトゥディナリウムを発展させ、セーラム式文を完成させた。ソールズベリはすでに、組織の観点から司教座聖堂のモデルという広い名声を得ていたため、礼拝書が周辺に採用されたに違いない。セーラム式文は、ウェルズ、エクセタ、リッチフィールド、ロンドン (セント・ポール)、リンカーン司教区の全体または一部によって、そのほかの司教座聖堂教会、多くの聖堂参事会教会、多くの施設によって採用された。16世紀初期においてもセーラム式文が支配的であった⁶。

⁴ W. K. Lowther Clarke ed., *Liturgy and Worship: A Companion to the Prayer Books of the Anglican Communion* (London: SPCK, 1932), p. 130; Cuming, p. 13.

⁵ Procter and Frere, pp. 14, 15.

⁶ Procter and Frere, pp. 15, 21, 22; Clarke ed., p. 136.

(2) カンタベリ大主教トマス・克蘭マと礼拝の改革

16世紀初期のヨーロッパ大陸では、マルティン・ルター (Martin Luther, 1483-1546) をはじめとする宗教改革者たちが、聖書の自国語への翻訳を行うとともに、自国語による礼拝を確立しようとした⁷。また、カトリック教会の側でも、スペインの枢機卿フランチェスコ・キニョネス (Francisco de Quiñones, 1482-1540) や改革を目指すケルン大司教ヘルマン・フォン・ヴィート (Hermann von Wied, 1477-1552) など、祈禱書や聖務日課書の改革をすすめる聖職者もいた⁸。キニョネスは聖務日課の改訂を行い、時祷のくどい繰り返しを除いて、1535年に聖務日課書を出版した。大陸における礼拝の改革はイングランド教会にも影響を及ぼさずにはいなかったが、特にルターの影響が大きかったという⁹。1523年以来、ルターは洗礼式、ミサ式文、嘆願、聖婚式文、聖職按手式文、教理問答と次々に改革を進めていた。そして、改革派の理念、化体説・犠牲・煉獄などの否定、および自国語による礼拝の確立という原則がイングランドの教会に採り入れられるようになった。

イングランドにおける祈禱書の改革の中心人物は、トマス・克蘭マであった。克蘭マはケンブリッジ大学ジーザス・カレッジで学び、1515年頃フェローとなった。結婚したため辞任したが、妻が死亡した後に再び任命された。1520年までに叙階され、1526年に神学博士の学位を取得した。彼はケンブリッジでは保守派であった。教会上、教皇よりも国王至上の権威に賛成していたようであるが、改革派とはいえなかった。彼は外交に関わることになり、ヘンリ八世とキャサリン・オヴ・アラゴン (Catherine of Aragon, 1485-1536) の婚姻無効の交渉のための神学者のグループに加わり、スペインや神聖ローマ帝国に派遣された。ニュルンベルクで彼はルター派の宗教改革に遭遇し、その礼拝に興味を持つようになり、大陸の宗教改革に接近していく。彼は司祭であったが、イングランドへ帰国する前にヘンリ八世がカンタベリ大司教に指名しており、1533年3月20日に聖別された¹⁰。

ヘンリの長男エドワード六世が1547年1月28日に即位し、彼の治世には次々とプロテスタント的改革が実行されていった。まず、克蘭マは1548年3月、ミサの典文 (カノン) を除いた部分を英語で唱えることにした聖餐式順序 (the Order of Communion) を発行し、聖餐式の簡略化を目指した¹¹。中世末期には、庶民の迷信的慣習もあって、多くの点でカトリック教会のミサは改革を必要としていた。1215年のラテラノ公会議による化体説の教義化の結果、ミサの犠牲の面のみが強調され、司祭だけが陪餐して、信徒はただ聖別されたパンとぶどう酒を礼拝するだ

⁷ 『宗教改革著作集』第11巻 (イングランド宗教改革 I)、教文館、1984年、344-346頁。

⁸ Procter and Frere, p. 28.

⁹ 八代、107-110、155、156頁; Procter and Frere, p. 29.

¹⁰ Jeanes Gordon, "Cranmer and Common Prayer," Charles Hefling and Cynthia Shattuck eds., *The Oxford Guide to The Book of Common Prayer: A Worldwide Survey* (Oxford: Oxford UP, 2006), p. 21; 八代、103-110頁。

¹¹ 『宗教改革著作集』第11巻、344-346頁。克蘭マの礼拝改革の試みについては、Procter and Frere, pp. 30, 31; 八代、157頁を参照。

けとなっていた。一年に一度イースターに陪餐する信徒には聖杯は与えられなくなっており、ラテン語で執行されるミサは信者が主体的に参加することを困難にしていた¹²。

2. エドワード六世治世の祈禱書 — 1549年、1552年—

(1) 第一祈禱書の作成と目的

保守的なヘンリ八世の治世では改革はあまり行えなかったが、克蘭マと彼の同僚はセーラム式文をもとに最初のイングランドの祈禱書を完成させた¹³。1548年9月、勅令によって任命された委員会へ完成された聖餐式文、早・晩禱式文、その他の諸式文が一括して提出された。祈禱書原案は委員会の承認を得たあと、翌1549年1月、礼拝統一法の法案の一部として議会に提出され、承認可決された。1549年3月14日、礼拝統一法(2 & 3 Edwardi VI. c. 1)が成立し、その使用が聖霊降臨日(6月9日)より義務づけられたのである¹⁴。

次に、この第一祈禱書に掲載されている克蘭マによる序文の一部を紹介したい。この序文は祈禱書作成の目的を明らかにしており、非常に重要である¹⁵。序文はこれ以降に刊行された祈禱書にも収録されている。

「・・・このイングランド教会における礼拝は、過去何百年という間、人々の理解しえないラテン語で行われ、耳では聞くものの、心、魂、精神までが教化されることはなかった。・・・ピーエと呼ばれる典礼法規の数の多さと厳格さと、礼拝の多種多様な変化は、祈禱書を非常に困難で入り組んだものとして、そのため、多くの場合、読むべきものが見つかった時にそれを読むよりも、何を読むべきなのかを探し出す務めの方が多くなる原因となった。

・・・聖書朗読を守るために、明白で理解しやすい教会暦が定められたのである。・・・聖書朗読に関しては、より古代教父の意図と目的にかなうようにと、現在用いられているものよりもより有益で便利な礼拝式文がここに定められた。それはより有益である。というのは、不純で不確実であり、無益で迷信的な要素が削除され、神のことば、すなわち聖書、あるいは明らかに聖書に基づいているもの以外のものの朗読は一切命じておらず、朗読者にとっても聴衆にとっても、理解しうる言葉と順序で礼拝が行われるからである。それはより便利である。というのは、式文が短縮され、順序が明確となり、規定の数が削減され容易となったからである。・・・

・・・今まで、いたるところで、この王国の教会では朗読と歌唱において非常に多様であった。ある者はソールズベリーの式文、ある者はヘレフォードの式文、ある者はバンゴールの式文、ある

¹² 八代、155頁；Eamon Duffy, *The Stripping of the Altars: Traditional Religion in England 1400-1580*, 2nd ed. (New Haven: Yale UP, 2005), pp. 91-97. 人々は跪いて sacrament を受けていた。

¹³ 八代、243頁。

¹⁴ 八代、158頁。

¹⁵ Ketley ed., *Two Liturgies, 1549 and 1552*, pp. 17-19; J・F・ホワイト著『キリスト教礼拝の歴史』、182頁。『宗教改革著作集』、第11巻、175-179頁では祈禱書序文の全文が翻訳されている。

者はヨーク、ある者はリンカーンに従ってきた。今後は、この王国全体がただ一つの式文を有するであろう。」

クランマは、祈禱書作成の理由として、民衆の理解できる言語による礼拝の確立、礼拝様式の簡素化、非聖書の要素の除去、王国全体に適用される一つの式文による礼拝の統一をあげている¹⁶。以上のように、祈禱書はイングランドの礼拝、宗教の統一に対して大きな意義があったといえよう。

ただし、ウェールズおよび境界近くのヘレフォードではウェールズ語が使用されており、英語を理解できない人々が多かった。そのため、司祭はウェールズ語が話せる必要があった。英語の聖書と祈禱書が用いられていたが、ようやく1567年にウェールズ語の祈禱書が、1588年にウェールズ語の聖書が完成した¹⁷。また、オクスフォード大学やケンブリッジ大学から政府への請願を受けて、1560年に公式のラテン語訳の祈禱書が完成した¹⁸。

さて、この1549年の第一祈禱書は重要な改革の一つであったが、まだ保守的でカトリック的な祈禱書でもあった。たとえば、聖餐式のタイトルは、「通常、ミサとよばれる主の晩餐と聖餐式」(The Supper of the Lord, and the Holy Communion, Commonly Called the Mass)と書かれており、カトリックで使用するミサという言葉が用いられているのである。次の1552年以降の祈禱書では「主の晩餐または聖餐式の執行のための式文」(The Order for the Administration of the Lord's Supper, or Holy Communion)へと変化し、ミサという言葉は削除された。また、1549年版には四つのカトリック的慣習(Usages)が入っている。それは、1)ぶどう酒に水を混ぜる聖杯混合(Mixed Chalice)¹⁹、2)パンとぶどう酒の神への奉獻(Offertory)、3)パンとぶどう酒への聖霊降下の祈り(Oblation of Epiclesis)、4)死者のための祈り(Prayer for the Dead)である。しかし、これらの動作や祈禱はカトリック的、迷信的であるため、1552年版ではすべて削除される。それ以降の祈禱書は1552年版をもとに作成されたため、これらの慣習は回復されなかった。

1549年の第一祈禱書には聖職按手式文(the Ordinal)が載っていない。しかし、この祈禱書が

¹⁶ 『宗教改革著作集』第11巻、344-346頁。

¹⁷ Ginanetta M. Hayes, "Ordination Ritual and Practice in the Welsh-English Frontier, circa 1540-1640," *Journal of British Studies*, vol. 44-4 (2005): 713-715, 724.

¹⁸ William P. Haugaard, *Elizabeth and the English Reformation: The Struggle for a Stable Settlement of Religion* (Cambridge: Cambridge UP, 1968), pp. 112-117; Norman Jones, "Elizabeth, Edification, and the Latin Prayer Book of 1560," *Church History*, vol. 53-2 (1984): 174-186. 改革派のスコットランド人神学者アレクサンダー・アレス(Alexander Aless, 1500-1565)が、1549年の祈禱書を外国人の宗教改革者に知らせるために、1551年に英語からラテン語に翻訳していた。ただし、これは不正確な訳であった。1560年、エリザベスの勅許状を得て、法律家ウォルター・ハドン(Walter Haddon, 1515-72)をはじめとする翻訳者たちがラテン語の祈禱書を作成することになった。しかし、彼らは1559年の祈禱書から訳すのではなくアレスのラテン語訳をモデルにしたため、内容は1549年の祈禱書に近くなったという。

¹⁹ J・R・H・ムアマン著、八代崇、中村茂、佐藤哲典訳『イギリス教会史』聖公会出版、1991年では、聖品混合と訳されている。

できるまでは、これほど包括的な一冊の書物はなかったのである²⁰。その後、クランマは急進化し、主教団も保守派から急進派へ再編された。そして1550年3月、第一祈禱書に欠けていた聖職按手式文が発表された。それはセーラム式文に準拠しつつ、改革派の原則を加味したものであった²¹。

(2) 1552年の第二祈禱書

1552年、第二祈禱書が完成し、同年4月10日に成立した礼拝統一法(5 & 6 Edwardi VI. c. 1)によって、諸聖徒日(11月1日)より使用することが定められた²²。この祈禱書は、ドイツの宗教改革者で、イングランドに滞在していたマルティン・ブーツァー(Martin Bucer, 1491-1551)の影響を受けていた。彼の助言を入れてクランマが第一祈禱書を改訂したのであった²³。洗礼の sacrament はかなり単純化され、さらにミサを想起させるような古来のいくつかの儀式や慣習、例えば堅信式の際の十字のしるしも削除された²⁴。また、すでに述べたように、聖杯混合、奉獻、聖霊降下の祈り、死者のための祈りも削除された。この第二祈禱書が、イングランド国教会がもつともプロテスタント的になった時期を示すものといえる²⁵。

さて、1552年の祈禱書には、序文の次に「儀式について。なぜ、一部が廃止され、一部が維持されるのか」という記述がある²⁶。クランマはこの中で、人々の考えが多様化しており、一部の人は古い習慣に固執して儀式の一部を除去することにすら反対していること、一方で新しい物好きはすべてを革新し、古いものをすべて軽蔑していると述べている。しかし、この両派を満足させることよりも、神に喜ばれるようにすることが重要だとする。彼は、一部の儀式を廃止した理由として、あまりにも数が膨大になって負担が重過ぎること、儀式の中の多くがあいまいなもので、キリストの恩恵を明らかにするものではないことを挙げている。さらに、無知で迷信的な人々や、神の栄光よりも自分の利益を求める人々によって儀式が濫用されてきたことも重要な理由であった。

ただし、彼は古い儀式も残したのであった。その訳について彼は以下のように述べている。「…他方、一部の古い儀式が残されたことに感情を害された人々について言及すれば、もし彼らがある儀式がなくては秩序や平穏な規律を維持することは不可能であると考えれば、自分たちの

²⁰ Clarke ed., p. 130.

²¹ 八代、162、163頁。聖職按手式文は1552年の祈禱書から加えられた。

²² 八代、164、165頁。

²³ ムアマン著『イギリス教会史』、244頁。

²⁴ 八代、166頁。

²⁵ 八代、110、111、164、165頁。急進的な改革派にとっては1552年の祈禱書ですら十分に改革的であるとはいえなかった。

²⁶ Ketley ed., *Two Liturgies, 1549 and 1552*, pp. 197-199; 『宗教改革著作集』、第11巻、181-185頁。八代氏の解説では1549年としているが1552年であろう。

見解を是正する正当な理由を容易に見いだしうるであろう。・・・濫用されてきた儀式や、正当な理由もなく人々の良心に重荷を負わせてきた儀式が排除されるべきであるように、別の儀式は規律と秩序のために維持されるべきである。」このように、クランマはそれらは規律や秩序を維持するためには必要だと主張している。聖書に根拠がないからといって、すべての習慣や伝統をやめる必要はないのである。

最もプロテスタント的といわれる 1552 年の祈禱書においてもカトリック的な伝統が残され、それ以降も維持される。たとえば、聖餐式でのサクラメントを受ける時の跪く姿勢 (kneeling) である。1552 年の祈禱書の完成が近づいた時、偶然イングランドに滞在中であったスコットランドの宗教改革者ジョン・ノックス (John Knox, 1505-46) が、陪餐時に跪くことはローマの迷信であるとして強く反対した。そのため、急遽、聖餐式文の最後に、跪くことは決してパンとぶどう酒を崇拜するような偶像崇拜的動作ではないこと表明した「ブラック・ルーブリック」(Black Rubric) が記載されたのである。ふつう、典礼法規 (rubric) は赤で印刷されるが、それは宣言 (declaration) とみなされて黒字で印刷された²⁷。

聖体を受ける時には、座席での着席、聖餐卓での着席、起立など様々な方式があったが、宗教改革以降も、イングランド国教会は一貫して跪く姿勢をとっていた。イングランド国教会は改革派教会の影響を受けていたにもかかわらず、聖体を跪いて受けるというカトリックとルター派の習慣を続けるべきだと主張した点で独特であった²⁸。しかし、跪く姿勢をめぐるにはピューリタンが反対し、彼らと国教会側で論争が続いていた²⁹。さらに、跪く姿勢が、陪餐者たちが主自身を崇敬するのではなく、聖別されたパンとぶどう酒を偶像崇拜的に崇敬させるようになるのではないか、という不安が広がったのである³⁰。また、一般的に、跪く姿勢で聖餐することは、カトリックの教義である化体説の信仰が始まる恐れがあると考えられた。ピューリタンの間では、化体説を連想させるものは抵抗を受けるようになった³¹。

(3) 聖職服の規定

祈禱書には儀式における動作や祈禱などと並んで、聖職服についても言及があった。ここではまず、1549 年の祈禱書における礼拝装具規定 (the Ornaments Rubric) を見ていきたい³²。その規定では「聖餐式の執行。神聖な職務を行う司祭は・・・白い無地のアルブ (alb) と、ヴェストメ

²⁷ 八代、164、165 頁。ブラック・ルーブリックは印刷が始まってから加えられたので、入っていない版もある。

²⁸ Nigel Yates, *Preaching, Word and Sacrament: Scottish Church Interiors 1560-1860*, (London: T & T Clark, 2009), p. 13.

²⁹ George B. Burnet, *The Holy Communion in the Reformed Church of Scotland* (Edinburgh: Oliver and Boyd, 1960), pp. 88, 91.

³⁰ Burnet, pp. 73, 74.

³¹ Burnet, p. 75.

³² Ketley ed., *Two Liturgies, 1549 and 1552*, p. 76.

ント (vestment) [チャジブル (chasuble)]³³ またはコープ (cope) を着用すること。・・・」とされている。また、祈禱書の最後のページに「この書物に含まれていることをより明白に解明し、ふさわしく奉仕するための注意」という記載があり、以下のように、さらに細かく聖職服について示している³⁴。

「早禱、晩禱、洗礼、埋葬の言説や歌唱において、教区教会とそれに併合されたチャペルでは、牧師はサープリス (surplice) を用いること。すべての大聖堂教会と共住聖職者聖堂において、大執事、首席司祭、学長、学寮長、主教座聖堂名誉参事会員、フェローは、聖餐式以外の儀式において、彼らのサープリスに加えて、彼らのさまざまな学位に適した、この王国内の大学で受け取ったフードを用いること。しかし、すべてのほかの場所 [教会以外の場所] において、すべての牧師はどのようなサープリスを用いることも自由であり、またはなくてもよい。大学の卒業生は、説教を行う時、彼らの学位に適するそのようなフードを使用すること。

主教が教会で聖餐式または他の公的な職務を執行する時は必ず、彼はロケット (rochet) と並んで、サープリスまたはアルブを、そしてコープまたはヴェストメント [チャジブル] を着用すること。そして、また彼の牧杖を彼の手に持つか、彼のチャブレンに持たせること。」

1549 年の聖職服の規定の概要をまとめると、次のようになる。

- ・聖餐式ではすべての司祭はアルブと、コープまたはチャジブルを着用する。
- ・聖餐式以外の儀式では、教区教会の司祭はサープリスを、主教座聖堂と共住聖職者団聖堂の司祭はサープリスとフードを着用する。
- ・主教は聖餐式およびその他の儀式で、サープリスまたはアルブと、コープまたはチャジブルを着用する。
- ・屋外や教会以外の場所においては、主教以外の聖職者はサープリスを着用しても、しなくてもよい³⁵。

アルブは袖のついた足首までの長さの白いリネンのチュニックで、紀元 100 年ごろローマにおいて一般的な衣服であった。4 世紀に聖職者が着用しており、5 世紀までにキリスト教特有の衣服になった。すべての階級の聖職者は、11 世紀まで無地のアルブを着用した。アルブは袖やへりが刺繍をした細長い布で飾られるようになり、常にチャジブルまたはコープの下に着られた。サープリスはアルブを変化させたもので、アルブよりも幅の広い袖がついた丈の短い白いチュニックである。北ヨーロッパの寒い気候にあわせて、キャソック (cassock) (足まで達する黒の

³³ ヴェストメントとは、チャジブル又は、完全な聖餐式の聖職服一式を指す。つまり、チャジブルを着用し、ストールをかけ、マニプルを腕につけ、ガードルをする。Percy Dearmer, *The Ornaments of the Ministers*, new ed. (London: A. R. Mowbray & Co., 1920), p. 5; Janet Mayo, *A History of Ecclesiastical Dress* (London: A. T. Batsford, 1984), p. 146. [] は筆者の補いである。

³⁴ Ketley ed., *Two Liturgies, 1549 and 1552*, pp. 157, 158.

³⁵ 教会外での主教の服装については書いていないが、ふつう、ロケットとシミア (chemire) を着用する。Dearmer, p. 5.

日常的衣服)は布地が厚く袖口にファーのふちどりがなされていた。キャソックの上に着るため、サープリスが発達した。11世紀に、サープリスは聖餐式以外の礼拝でアルブに取って代わり、そして現在まで着用され続けている。すべての階級の聖職者および、聖職者に叙任されていない者にも着用される³⁶。

チャジブルは、ミサを執行するため司祭によって着用される主要な聖職服である。古代ギリシャ・ローマ世界において一般的に着用された、実用的なウールの外套から発達した。7世紀ごろまでに教会で使用され、9世紀にアルブの上に司祭がチャジブルを着るようになった。10世紀以降には、シルクなどのより高価な素材で精巧に作られるようになった。13世紀までに、チャジブルは富裕な高位聖職者の礼拝装具として確立した。コープも、もとは外套であったが、ローマ帝国末期に儀式に用いられるようになり、洗礼式、結婚式、行列などの聖餐式以外の儀式でチャジブルの代わりに着用された³⁷。

さて、1552年の祈禱書の礼拝装具規定では、「聖餐式の時や、彼の職務を行うすべてのほかの時に、牧師はアルブとチャジブルまたはコープを用いなくてもよい。しかし、大主教や主教はロケットを、司祭や執事はサープリスのみを着用すること」と定められた。1549年と比較すると、非常に簡略化されたことがわかるが、ピューリタンにとってはサープリスでさえ華美であり、許しがたいことであった。彼らはブラック・ガウンを使用していた。

3. エリザベス治世の宗教改革と 1559 年の祈禱書

(1) 聖餐式

エドワード六世が 1553 年 7 月 6 日に死亡すると、ヘンリ八世の長女でカトリック教徒のメアリが即位した。イングランドはふたたびローマ・カトリック教会に復帰した。プロテスタントのクランマは転向したにもかかわらず、メアリの赦しがなく、1556 年 3 月 21 日に処刑された³⁸。しかし、メアリは跡継ぎなしで死亡し、1558 年 11 月 17 日、穏健なプロテスタントであるエリザベス (Elizabeth, 在位 1558-1603) が即位した。1559 年、議会は 1552 年の祈禱書に準じた祈禱書を承認し、6 月 24 日、礼拝統一法 (1 Elizabethae. c. 2) が成立した³⁹。彼女の治世においてイングランド国教会が再確立されていくが、ここでは、1559 年の祈禱書や女王の訓令 (Injunctions) などを検討し、主に聖餐式と聖職服の規定の変化を明らかにしたい。

まず、1559 年の祈禱書の聖餐式においては sacrament を受ける時の跪く姿勢は維持され、

³⁶ Mayo, pp. 129, 174, 175.

³⁷ Mayo, pp. 141-143, 146.

³⁸ クランマが処刑されるまでの詳細は、八代、113- 119 頁を参照。

³⁹ ムアマン著『イギリス教会史』、260、261 頁。

1552年の祈禱書には記載があったブラック・ルーブリックは削除された⁴⁰。つまり、跪くことはパンとぶどう酒を崇拜したり、偶像崇拜を意味するのではないという宣言が明記されなくなったので、ピューリタンにとっては後退した内容となった。

ぶどう酒については、1549年の祈禱書では水を混ぜるよう記されていたが、1559年を含めて1552年以降の祈禱書は単にぶどう酒となっている。カトリック的習慣がなくなったので、ピューリタンにとっては問題はなかった。一方、どのようなパンを用いるかについては、より複雑であいまいであった。東方教会では、アルメニアを除いて聖餐式において慣習的に種入りパン (leavened bread) を使用していたが、西方のカトリック教徒は種無しパン (ホスチア) を使っていた。中世イングランドでは、パンはホスチアを意味した。1549年の祈禱書によって、以前のホスチアよりも大きく厚い無地のウェファー (wafer) を用いるよう命じられた。しかし、1552年の祈禱書では、ウェファーに代えて種入りパン (purest wheat bread) を用いてもよいとされた⁴¹。イングランドの祈禱書では、bread という表現はウェファーを、purest wheat bread という表現は種入りパンを示している。

1559年の祈禱書は1552年と同じ規定で、ウェファーと種入りパン両方を認めた。ところが、同年6月、エリザベスは訓令を公布し、その中でウェファーのみの使用を強制した⁴²。ウェファーはミサを連想させるものなので、この訓令にピューリタンは反対し、ひとかたまりの種入りパンを使っていた。1570年代にはウェファーが広まっていたが、ピューリタンは抵抗していたという。1559年の訓令よりも、同年の祈禱書の規定を根拠としたのであった⁴³。エリザベス治世より後の時代になるが、1604年の教会法第20条では、白パン (fine white bread)、つまり種入りパンのみとされ、ウェファーの記述はなくなってしまう。ただし、ウェファーも使われ続け、実際は種入りパンもウェファーも両方使われていた⁴⁴。結局、1662年の祈禱書では、通常はウェファーだが種入りパンも用いてよいということになった⁴⁵。国教会聖職者の中の、特にサクラメントや伝統を重視する高教会派 (High Church) は、ぶどう酒に水を混ぜる伝統的な聖杯混合を復活させることにはこだわっていたが、パンについては論争しなかった。彼らの間ではウェファーのほかに、プロテスタント系非国教徒 (Dissenter) が用いる種入りパンを使う者もいたという⁴⁶。現代の多く

⁴⁰ ただし、跪拝は偶像崇拜ではないという宣言は1662年の祈禱書で復活し、その後の祈禱書でも記載されている。

⁴¹ Reginald Maxwell Woolley, *The Bread of the Eucharist* (London: A. R. Mowbray, 1913), p. 33.

⁴² Edward Cardwell ed., *Documentary Annals of the Reformed Church of England: Being a Collection of Injunctions, Declarations, Orders, Articles of Inquiry, & c., from the Year 1546 to the Year 1716...*, 2 vols. (Oxford: Oxford UP, 1844), vol. 1, p. 234.

⁴³ Woolley, pp. 36, 38.

⁴⁴ J. V. Bullard ed., *Constitutions and Canons Ecclesiastical 1604: Latin and English* (London: The Faith Press, 1934), p. 18; Woolley, p. 40.

⁴⁵ Woolley, p. 42; *The Book of Common Prayer 1662 Version* (London: Everyman's Library, 1999), p. 265.

⁴⁶ Woolley, p. 41.

のアングリカンの典礼は、両方の使用を許可している。イングランドでは、概してカトリック的なホスチアに近いウェファーのほかに種入りパンも認めており、論争はおきなかったようである。

(2) 聖職服について

聖職服に関する規定も 16、17 世紀にたびたび変更されたので、その変化をみていきたい。1559 年の祈禱書における礼拝装具規定は、保守的な 1549 年の規定と同内容であった。「聖餐式の時、彼の職務のほかのすべての時、この書物の初めに書かれた議会法 [1559 年の礼拝統一法] にしたがって、牧師は教会において国王エドワード六世の治世二年目 [1549 年] に議会の権威によって用いられたような装身具を用いること」と定められている。つまり、司祭は聖餐式でのアルブおよび、チャジブルもしくはコープの着用と、それ以外の儀式におけるサープリスの着用が求められたのであった。しかし、ピューリタンやその同調者は、サープリスのような無害と思える式服の着用でさえ良心が許さないと感じていた⁴⁷。彼らの中でメアリ治世下に大陸に亡命していた者の多くはカルヴァン主義の影響を受けており、完全にカルヴァン主義的な教会をイングランドでも確立しようと願っていた。彼らは、主教制の廃止、全国および各教会の長老会による長老主義教会政治の確立、プロテスタント礼拝の導入、平信徒の権限の拡大、聖職服・礼拝用具・カトリック的儀式の廃止を目指していた。

次に、1559 年のエリザベスの訓令の第 30 条で聖職服に関する条項がある。「すべての大主教と主教、そしてすべてのほかの [聖職者] は・・・国王エドワード六世治世の終わりの年に一般的に、秩序正しく受け入れられてきたように、そのようなふさわしい聖職服、衣服、四角の帽子を用いて着用する」とされている⁴⁸。エドワード六世治世の終わり (in the latter year of the reign of king Edward the Sixth) ということは、1552 年の祈禱書の規定を指す。つまり、「聖餐式やそれ以外の儀式において、聖職者はアルブとチャジブルまたはコープを用いなくてもよい。しかし、大主教や主教はロケットを、司祭や執事はサープリスのみを着用する」ということである。

1561 年、カンタベリ大主教マシュー・パーカ (Matthew Parker, 1504-75) が「解説書」(Interpretations and Further Considerations) を公布した。そこでは、聖職者は聖餐式ではコープを、それ以外の儀式ではサープリスを用いるよう指示している⁴⁹。

その後、パーカは 1566 年に「通告文」(Advertisements) を公布した。これは女王の承認を求めたが受けられなかった。聖職服に関する概要は、解説書と同様にアルブとチャジブルを免除しており、「すべての主教座聖堂と共住聖職者聖堂で、聖餐式で司祭はコープを使用し、それ以外の儀式ではサープリスを用いる。大聖堂以外の司祭は聖餐式や、それ以外の儀式で教区の負担で

⁴⁷ ムアマン著『イギリス教会史』、269、270 頁。

⁴⁸ Cardwell ed., *Documentary Annals*, vol. 1, pp. 225, 226.

⁴⁹ W. M. Kennedy ed., *The Interpretations of the Bishops: Their Influence on Elizabethan Episcopal Policy* (London: Longmans, 1908), p. 31; 八代、199 頁。

サープリスを着用する」というものであった。また、エリザベス治世以降であるが、1604年の教会法第24条でも、聖職服は通告文に従うようになっている⁵⁰。

このように、礼拝装具規定の変化は非常に複雑であるが、もっとも急進的で簡素であった1552年の祈禱書を含めて、常に聖餐式とそれ以外の儀式でサープリスの着用が聖職者には義務づけられており、免除されたことはなかったことがわかる。コープはほぼすべての規定で聖餐式において用いるようになっているが、1552年版では免除されている。

最終的に、1662年の祈禱書では、1549年の議会で定められた礼拝装具を維持し、用いることとなっている。聖餐式ではアルブと、チャジブルまたはコープ、それ以外の儀式ではサープリス着用という規定に戻ったことになる。しかし、王政復古期以降、非国教徒の間では、アルブ、チャジブル、コープはほとんど議論にならず、サープリスのみが問題視された⁵¹。アルブ、チャジブル、コープ自体の数が減ってしまい、実際はあまり使用できなかったと思われる。宗教改革期に、アルブとチャジブルは時々、教区民の同意をえて売却されたり、貧者に与えられたり、ほかの衣服、クッション、説教壇・聖餐卓・洗礼盤のカバーに作り替えられたりしていたという。また、焼却・破壊されることもあった⁵²。コープは主教座聖堂と共住聖職者聖堂で維持されており、一般的にサープリスよりも苦情は言われなかった。しかしながら、主教座聖堂の聖具室に保存されてきた古いコープは売却されて、わずかしか残らなかった⁵³。

ピューリタンは1559年の祈禱書における典礼法規に従わず、決してそのように行動する意図はなかった。主教たちもその礼拝装具規定を真剣に強制しようとしなかった⁵⁴。エリザベス治世の礼拝統一法にかかわらず、当時、かなり多様な礼拝が行われた。女王は統一を要求し続けたが、不統一が蔓延していたという。1565年、急進的なロンドン主教エドモンド・グリンダル(Edmund Grindal, 1519-83)はロンドン主教区の礼拝の状態を次のように記している⁵⁵。「・・・ある者はサープリスを着用し、他の者は着用せずに礼拝を行う。・・・聖餐式はサープリスと帽子を着用した人によって執行されたり、サープリスだけを付けた人、さらには何も付けない人によって行われたりする。・・・ある者は種無しパンを用い、他の者は種入りパンを用いる。ある者は跪いて聖体を受け、他の者は立って聖体を受け、さらに他の者は席に座ったままで受ける。・・・ある者は受洗者の額に十字の印を記すが、他の者は記さない。・・・」

たしかに、王国全体に祈禱書による礼拝を強制することは困難であったはずである。また、宗

⁵⁰ Cardwell ed., *Documentary Annals*, vol. 1, pp. 321-326; Bullard ed., *Canons*, pp. 20-22; Clarke ed., pp. 854, 855.

⁵¹ 拙著『イングランド国教会——包括と寛容の時代——』彩流社、2008年、91、96、123頁。

⁵² Henry Gee, *The Elizabethan Prayer-Book & Ornaments: With an Appendix of Documents* (London: Macmillan, 1902), pp. 168-170.

⁵³ Mayo, pp. 70, 71.

⁵⁴ Clarke ed., pp. 854, 855.

⁵⁵ ムアマン著『イギリス教会史』280、281頁; Gee, pp. 164, 165.

教改革期において祈禱書は二回改訂され、特に聖職服については何度も規定が変更された。それでも、聖職者がサープリスを着用するという点は一貫しており、17世紀以降の祈禱書においても、礼拝装具規定は保守的な1549年の祈禱書に基づくことになるのである。

おわりに

中世イングランドでは、セーラム式文を中心としてカトリック教会の様々な様式の典礼が用いられていた。それらの祈禱書はラテン語で書かれ、数冊に分かれ複雑であった。16世紀にはいると、ヨーロッパ大陸における宗教改革、典礼の改革にイングランドも影響を受けた。エドワード六世の治世に急速にプロテスタント化がすすみ、カンタベリ大主教克蘭マが祈禱書改革の中心となった。1549年、セーラム式文をもとに一冊に編集したプロテスタント的な英語の祈禱書が作成され、礼拝統一法も制定されたのである。これはイングランド国教会の最初の祈禱書であり、王国全体を一つの形式の礼拝で統一することを目指した。1549年版は保守的であったが、克蘭マは急進的な1552年の祈禱書を完成させた。儀式や祈禱はさらに簡略化され、聖餐式でもカトリック的、偶像崇拜的な動作や祈禱は削除された。ただし、 sacrament を跪いて受けるという規定は変わらなかった。聖職服規定も簡素になったが、サープリスは残された。

カトリック教徒の女王メアリの治世に克蘭マは処刑されたが、1558年に穏健プロテスタントのエリザベスが即位すると、ふたたびイングランド国教会が再建された。1559年に1552年版を改訂した祈禱書が作成されたのであるが、やや保守的に変更された点もあった。たとえば、1552年版では、聖餐式で跪く姿勢はパンとぶどう酒の偶像崇拜ではないという宣言（ブラック・ルーブリック）が記載されていたが、1559年には削除された。また聖職服も1549年の礼拝装具規定に従うことが定められ、聖餐式ではアルブと、チャジブルまたはコーブを、それ以外の礼拝ではサープリスを着用することになったのである。エリザベスの治世には、女王の訓令や主教の解説書、通告文などによって、たびたび規定が変わった。しかし、聖職服に関してはサープリス着用の規定は存続し、聖餐式においては跪く姿勢は一貫していた。

本稿では、宗教改革期の1549年、1552年、1559年の祈禱書を中心に聖餐式や聖職服の規定の変化を検討し、改革によってカトリック的・迷信的な事柄は次々と削除されていったが、カトリック的伝統が残されていたことを明らかにした。今後は、17世紀以降のイングランドおよびスコットランドの祈禱書を検討していきたい。1603年、スコットランド国王ジェームズ六世 (James VI, 在位 1567-1625) がイングランド王位に即位した。スコットランド教会は宗教改革以降、長老派が多数派であったが、イングランド国教会と同様に主教制をとる主教制派も存在していた。スコットランド主教制派はイングランドの祈禱書を使用していたが、1637年にスコットランドの祈禱書が完成した。ピューリタン革命中に両国の祈禱書は廃止されるが、王政復古によって復活する。名誉革命後にスコットランド主教制教会は衰退したが、1707年の合同以降、イングランドの影響や支援を受けていくことになる。17、18世紀における両国の祈禱書の比較および、イングランド国教会がスコットランド主教制教会に与えた影響を明らかにしたい。